吉田町役場からのお願い

平成 30 年 5 月

防潮堤の盛土材となる土砂を 集めています!





1 概要

町が「命を守る対策」として進めてきた津波避難タワーの整備は、平成26年3月末をもって15基すべてが完成し、現在は防潮堤の強化など「財産・生産活動を守る対策」にシフトしております。防潮堤の整備には、盛土材となる大量の土砂が必要となっています。

盛土材の確保につきましては、公共・民間事業での建設発生土を有効活用することで、環境に配慮しつつ、事業費の削減を図りながら早期の防潮堤完成を目指し、皆さまからの土砂提供の御協力をお願いするものです。

現在、土砂が不足している状況ですので、皆さまの御理解、御協力の程、よろしくお願いいたします。

2 受入条件等

受入時期:平成30年5月から随時受付中(他搬入との兼ね合いがある場合は、

調整をお願いすることがあります。)

受入時間:基本平日の午前8時~午後5時を考えております。

受入場所:要相談(受入ヤードの状況によって変わります。)

運搬経路:要相談

>裏面につづく

⊳つづき

土質区分: • 第三種建設発生土以上

・土壌汚染対策法に定める汚染土でない土、または国の定める

「土壌環境基準」を満たす土

最大粒径: D=300mm以下

粒度組成: 「別紙」の範囲

敷均し:敷均厚1.5~2.0m程度以下

バックホウ20 t級以上で最低往復3回は転圧

その他:砕石や木片等の異物については、極力排除

上記内容を条件としております。搬入開始予定の1ヶ月前までに土量(土の粒度試験結果、土壌汚染対応35(溶出26+含有9)項目または土壌環境基準29項目)、運搬日程、運搬ルート、運搬車両台数、土量検収実施の有無を所定の様式にてご報告いただきたいと考えております。

まずはお気軽に吉田町防災課までお問い合わせください。

3 問合せ先

吉田町役場 防災課 防災部門 TEL: 0548-33-2164 FAX: 0548-32-6121